

京都市行政活動及び外郭団体の経営評価に関する条例 (行政評価条例)について

1 施行以後の主な経過

平成19年6月 施行

6月～ 市民意見申出制度の創設(全評価制度で実施)
評価結果の全議員への報告(全評価制度で実施)
評価結果公表時期の前倒し

- ・上下水道事業：12月→9月
- ・外郭団体経営：12月→11月
- ・事務事業：2月→11月
- ・交通事業：3月→11月

各評価制度において、評価手法や活用方法の見直し

9月 リーフレット「行政評価って、なに？」発行

平成20年7月 第1回京都市行政評価調査会議の開催

▶参考資料P49

2 市民意見申出への対応状況について

平成20年10月現在 0件

(平成19年度：10件※)

※のうち、9件が政策評価、1件が公共事業評価

政策評価結果や方法以外の意見については、担当部署に回送済(4件)